

## 再生可能エネルギー電力活用住宅普及促進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

- 第1条 県は、住宅における再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、自らが居住する住宅に新たに蓄電システムを導入する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- (1) 蓄電システム 再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる定置型のシステムをいう。
- (2) 既存住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号）第2条第2項に規定する新築住宅以外の住宅で集合住宅を除いたものをいう。

### (補助対象者)

- 第3条 この要綱に基づき補助申請を行うことができる者（以下「補助事業者」という。）は、埼玉県内の自ら居住する既存住宅において、次条に定める蓄電システム導入（以下「対象蓄電システム導入」という。）を行う個人とする。
- 2 対象蓄電システム導入をリースで行う場合には、補助事業者とリース事業者（以下「共同補助事業者」という。）が共同で補助事業を行うものとする。なお、リース事業者は、リースを受ける者から領収するリース料総額から補助金相当額分を減額するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、対象蓄電システム導入にあたって、この要綱による補助金又は埼玉県の他の補助金の交付を受けた若しくは受けようとする場合は、同種の設備による補助申請を行うことができない。
- 4 補助事業者以外の所有者が存在する住宅に蓄電システムを導入する場合は、補助事業者を除く全ての所有者から当該対象蓄電システム導入を行う承諾が得られたものでなければならない。

### (補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業は、別表1に定める要件を満たす蓄電システム導入（付帯設備を含む）とする。
- 2 対象蓄電システム導入は未使用品に限るものとする。また、リースの場合、リース期間は第16条に規定する財産処分制限期間以上とすること。リース期間が財産処分制限期間未満である場合は、リース期間満了後に補助事業者が対象蓄電システムを購入

するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、対象蓄電システム導入に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 県が交付する補助金の額は、別表1に定める額とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、平成31年4月1日から平成32年2月28日までの間に、規則第4条第1項の規定による申請書(様式第1号又は様式第1-2号)に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 前号の書類に対象蓄電システム導入の種類ごとの経費が記載されていない場合は、その内訳書等の写し
- (3) 補助事業者の住民票の写し
- (4) 次のいずれかの書類
  - イ 建築に係る完了検査の「検査済証」の写し
  - ロ 建築台帳の「記載事項証明」の写し
  - ハ 固定資産税に係る「公課証明書」の写し又は「評価証明書」の写し
  - ニ 建物に係る「登記事項証明書(登記簿謄本)」の写し
- (5) 第3条第4項に規定する場合における承諾書
- (6) その他知事が必要と認めるもの

3 リース事業にあっては、申請時は第2項第1号及び第2号の書類の添付を要しないが、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設備の販売に係る見積書の写し
- (2) リースに係る見積書の写し

4 規則第4条第2項第1号及び第2号に掲げる事項に係る書類(申請者の財産や負債に関する書類)の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第7条の規定による交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 補助金を交付しないことを決定した場合、知事は様式第3号により、速やかに申請者に通知するものとする。

(補助事業の着手及び遂行)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第7条に規定する交付決定通知書が交付された後に補助事業に着手するとともに、補助事業を誠実に実施しなければならない。

2 前項に規定する補助事業の着手は、対象蓄電システムの設置工事の着工とする。

(補助事業の変更等)

第10条 規則第7条の規定に基づき補助金交付の決定を受けた者が、規則第6条の規定に基づいて知事の付した条件に従い知事の承認を得ようとする場合は、様式第4号の変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 規則第6条第1項第1号に規定する知事が定める軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第6条に定める補助金の額に変更が生じないもの
- (2) 変更内容が交付目的に反せず、かつ大幅な変更でないもの

(補助事業者の変更)

第11条 補助事業者の死亡により補助事業を遂行することができない場合であって、相続により補助事業者の地位を承継することが適当であると認められる相続人又は法定相続人であって補助事業者の地位を承継することが適当であると認められる者(以下「相続人等」という。)が、補助事業者の地位の承継について知事の承認を得ようとする場合は、様式第4-2号の補助事業者の変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、対象蓄電システム導入の完了後に提出するものとする。

3 第1項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業者の戸籍謄本
- (2) 相続人等の住民票の写し
- (3) その他知事が必要と認めるもの

(変更等の承認)

第12条 知事は、前二条の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等を承認するか否かを決定し、様式第5号又は様式第5-2号により、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(報告書の様式等)

第13条 規則第13条の報告書(以下「実績報告書」という。)の様式は、様式第6号又は様式第6-2号のとおりとする。

2 実績報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 対象蓄電システムを導入した住宅の全景写真
- (2) 対象蓄電システムの導入が確認できる写真
- (3) 補助事業の実施に係る領収書の写し
- (4) その他知事が必要と認めるもの

3 リース事業にあつては、第2項第3号の書類の添付は要しないが、次の各号に掲げ

る書類を添付しなければならない。

- (1) 設備の引渡し完了したことを確認できる書類
- (2) 設備のリースに係る契約書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 前号の書類に対象蓄電システム導入の種類ごとの経費が記載されていない場合は、その内訳書等の写し

- 4 実績報告書の提出時期は、補助事業の完了(補助事業の中止又は廃止の場合を含む。)後 30 日以内又は平成 3 2 年 3 月 1 3 日のいずれか早い期日までとする。
- 5 前項に規定する事業完了は、対象蓄電システムの設置工事の完了とする。

(補助金交付額の確定)

第 14 条 知事は、交付額を確定したときは、様式第 7 号により通知するとともに、確定した額の補助金を交付するものとする。

(書類の整備等)

第 15 条 補助事業者は、補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌年会計年度から 5 年間保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第 16 条 規則第 19 条第 2 号に規定するその他知事の定めるもの(処分制限財産)は、補助事業により取得した設備とする。

- 2 規則第 19 条ただし書に規定する知事が定める期間(財産処分制限期間)は 6 年とする。
- 3 補助事業者は、規則第 19 条の規定に基づき補助事業により取得した財産の処分について承認を得ようとするときは、様式第 8 号により知事に承認の申請をしなければならない。

(報告)

第 17 条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な報告を求めることができる。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(第4条及び第6条関係)

	種類	要件	補助金の額
(1)	蓄電システム	一般社団法人環境共創イニシアチブの「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等による住宅における低炭素化促進事業」補助対象機器として指定されたものであること。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備であること。	5万円/件